

**令和6年度福島県自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金
問い合わせに係る回答**

番号	問い合わせ内容	回答
1	自己所有で申請する場合、採択結果後、リースに変更することは可能ですか。	計画変更を前提とした申請は認められません。
2	添付書類14の屋根形状とは、写真の添付を指しますか。	屋根伏図等の屋根の構造が分かるもの及び設置を予定している屋根の現状写真等を想定しております。
3	交付決定日はいつ頃になりますか。	9月上旬頃を予定しています。
4	補助事業の完了とは何を指しますか。	補助事業の完了日は、発電設備等の設置（検収）、費用の支払い、発電開始の全てが完了した日となります。
5	半導体不足により設備の納期未定となった場合や系統連系手続きに半年以上かかる場合などに期間延長は認められますか。	令和7年1月末日までに事業を完了することが必要です。その延長は認められませんので、留意願います。（公募要領「7 事業期間」）
6	設置する施設（土地・建物）の要件はありますか。土地建物が自社所有、親会社、子会社又は役員が所有でなければならないのか。	要件はありません。ただし、全部事項証明書に記載されている所有者が申請者と異なる場合には、「補助事業の実施に係る同意書」（様式5号）及び「事業を行う場所の確保状況を確認できる書類」（添付書類3）を提出していただく必要があります。
7	補助金の主な補助要件の中に、 ・本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力を全て自家消費すること。 とありますが、全て自家消費しないと申請はできないのでしょうか。計画中の発電設備が法人自己所有で太陽光パネル12.96kW、パワコン11.4kWのシステムで、V2Hシステムの設置も伴います。自己消費70%を見越してFIT認定無しで東北電力へ系統連系申込を考えています。この場合は発電電力量を全て自家消費には当たりませんがいかがでしょうか	「本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量を全て自家消費すること」が要件の一つとなっております。ご質問の場合は要件を満たしていないため、補助金の交付対象にはなりません。
8	① 公募要領に以下の記載があるが、100kW以下とはパワーコンディショナーの定格出力（kW）の合計値（kW）でよろしいでしょうか。 イ 未使用の太陽光発電設備（100kW以下）を事業所（敷地内に限る。）に導入すること。	太陽光モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値（kW）とパワーコンディショナーの定格出力の合計値（kW）の低い方（小数点以下切り捨て）となります。
9	補助金の要件に「未使用の太陽光発電設備（100kW以下）を事業所（敷地内に限る。）に導入すること。」とございますが、ここで言う100kWというのは太陽光モジュールとパワーコンディショナーの容量どちらになりますでしょうか。	
10	この補助金は上限は500万円までで、かかった費用のいくらかを補助する、といったものではないという認識でよいのでしょうか？700万円かかったらその2/3の金額を補助するというわけではなく、その場合にシンプルに500万円が補助される、といったイメージでしょうか？また、その場合に500万円以下であった場合は全額補助されるということなのでしょうか？	補助額は、5万円に太陽光モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値（kW）とパワーコンディショナーの定格出力の合計値（kW）の低い方（小数点以下切り捨て）を乗じて得た額（上限500万円）となります。 <例>太陽光モジュール70kW、パワーコンディショナー65.5kWの場合 5万円 × 65 kW = 325万円 となることから、325万円が補助上限額となります。
11	押印必要書類には印鑑証明の添付は必要でしょうか？	不要です。
12	本事業において、市町村の補助金との併用は可能ですか。	国からの補助金（国からの補助金を原資として交付される補助金を含む）を受ける場合は補助対象外となりますが、市町村独自の補助金については、併用可能です。